

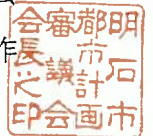
明 都 審 第 2 号

平成23年(2011年)11月11日

明石市長 泉 房穂 様

明石市都市計画審議会

会長 安田 丑作



建築基準法第51条ただし書きの規定による産業廃棄物処理施設の  
敷地の位置について(答申)

平成23年11月11日付明都諮第1号で諮問のありましたみだしのことについては、平成23年11月11日開催の明石市都市計画審議会において審議の結果、原案のとおりで異存はありませんので、この旨答申します。